

市内事業者及び市民活動団体の皆様へ

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。



障害の特性や暮らしの中のバリアを理解することにより
障害を理由とする差別をなくし、誰もが安心して暮らし続けられるまち・
茨木づくりを進めるため、みなさんご協力ください!!

是非、ご利用ください!

障害理解促進事業補助金

市内の事業者や市民活動団体(自治会・子ども会など)が行う
障害理解の啓発等を行うための必要な経費を助成します。

- ◆補助対象者 主に茨木市内で活動する構成員の数が **10人以上の団体又は事業者、もしくは市内障害福祉サービス等事業者**
- ◆募集期間 **令和8年4月1日 ~ 令和9年2月26日【厳守】**
- ◆補助額 **事業にかかった費用(対象経費)の5分の4**
※上限額 50,000円 (1,000円未満の端数は切り捨て)

◆補助対象事業の一例

■障害についての模擬体験学習



NEW

R8年度から

市内で実施する不特定多数の者を対象とした障害理解や障害者との交流行事については、「障害福祉サービス等事業者」も対象になりました

■障害のある方を講師に招いた研修会等の開催



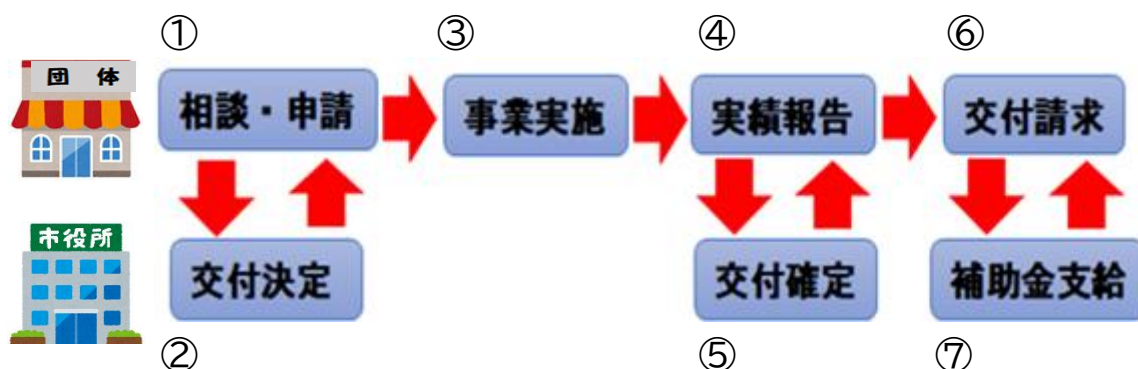
■障害者福祉の啓発(講演会)



■障害者(児)との交流事業



◆申請から助成までの流れ



◎今年度の予算の範囲内において補助事業を行いますので、お早めに申請し、ご活用ください。

◎補助事業完了後、団体等の取組みについて、広報いばらき、ホームページ等でご紹介させていただく場合があります。

みんなが安心して暮らせるまち・茨木づくりにご協力ください！



【お問い合わせ先】

茨木市 福祉部 障害福祉課 【市役所 南館2階 17番窓口】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番 13号

電話 072-620-1636(直通)

FAX 072-627-1692

メール syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp

(制度の詳細)

